

札幌市高齢者世帯 自動消火装置設置費助成事業

登録販売店の手引き

< 事業者用 >



第8版 令和5年4月

札幌市消防局予防部

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 販売店登録制度

- 1 なぜ、販売店を登録するの？・・・・・・・・ 2
- 2 登録販売店の要件・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 登録の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 販売登録の認定取消・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 助成事業の概要

- 1 助成対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 助成台数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 助成額のルールと計算方法・・・・・・・・・・ 4

第3章 助成金交付までの流れ

- 手続きのフローチャート・・・・・・・・・・・・ 6
 - 1 申請者からの相談・見積り依頼・・・・・・・・ 7
 - 2 見積書の作成・申請者への提示・・・・・・・・ 7
 - 3 助成金交付申請書の提出・・・・・・・・・・・・ 7
 - 4 交付審査と決定の通知・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 5 助成金請求手続きの委任・・・・・・・・・・・・ 10
 - 6 消火装置の設置工事・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 7 自己負担金の徴収・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 8 設置完了報告書の提出・・・・・・・・・・・・ 11
 - 9 交付審査・助成金の交付・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 Q&A

- 1 助成の対象に関して・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 自動消火装置に関して・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 3 助成のルール等に関して・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 4 設置以降の疑問に関して・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 5 登録販売店に関して・・・・・・・・・・・・ 1 5

附属資料

- 1 札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱
- 2 各様式及び記載例
- 3 販売・設置工事可能な自動消火装置（変更）報告書
- 4 関連条文等

【 注 意 事 項 】

本文中に掲載されている各様式の表記は、下記のように正式名称の前半部分を省略している場合があります。

本 文 中「助成金交付申請書（様式1）」

正式名称「高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付申請書（様式1）」

はじめに

年々高齢化が進み、住宅火災のうち高齢者世帯（65歳以上のみの世帯）で発生した火災の割合が増加しています。

また、住宅火災による死者のうち、高齢者が占める割合についても、平成20年中が約33%であったのに対し、令和4年中は約70%に上昇しています。

高齢者世帯における令和4年中の住宅火災の主な出火原因は、以下のとおりです。

第1位 こんろ

第2位 電気関係

第3位 放火

さらに、ここ数年は、ろうそく火による火災が増加しており、「仏壇」等で使用しているろうそくが、何らかの要因で倒れたことにより火災化しております。

高齢者は、自力での消火が難しいと考えられるため、火災の拡大防止や安全な避難など、火災による被害軽減に向けた直接的な支援策が重要となります。

札幌市ではスプリンクラー設備よりも簡易かつ安価であり、「こんろ」、「ストーブ」、「仏壇」等が原因で発生した火災を早期に感知して、自動で消火薬剤を放射する「自動消火装置」の購入・設置費を一部助成する事業を実施しています。

万一の火災発生時に自動で消火を行うことにより、効果的に火災被害の軽減を図り、高齢者の安全・安心な暮らしを守ることに繋がると考えていますので、本手引書を活用し円滑な事業実施にご協力をお願いします。

本助成事業における問合せ先、申請書等の提出窓口

<平日 8時45分～17時15分まで>

〒062-8586

札幌市中央区南4条西10丁目 消防局3階

札幌市消防局予防部予防課

TEL 011-215-2040 FAX 011-281-8119

第1章 販売店登録制度

本事業では、自動消火装置の販売や設置を行う事業者を登録する方式としています。

1 なぜ、販売店を登録するの？

助成金の交付申請を行う高齢者（以下「申請者」という。）にとって、札幌市認定の事業者（以下「登録販売店」という。）であれば、安心して設置を依頼することができることから、販売店の登録制度を設けています。



また、登録販売店から見積書と一緒に、申請書類一式を手渡ししていただくことや、交付金請求の手続きを委任形式にするなど、高齢者である申請者の手続きの負担軽減も狙いとしています。登録販売店は、札幌市公式ホームページで一覧を公表するなど、広く市民への周知を図っています。

2 登録販売店の要件

登録販売店は、以下のすべてを満たしている必要があります。

- 1 市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- 2 消防用設備等の販売及び設置工事を業として行っており、札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）第69条に規定する消防設備業の届出を行っていること。
- 3 助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
- 4 消火装置の販売・設置・助成金の交付手続き等の委任事務について、誠意をもって適正に行うことができること。
- 5 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団関係事業者に該当しないこと。

3 登録の方法等

(1) 届出方法

下記の必要書類を消防局予防部予防課に提出してください。

【登録届出の必要書類】

- ア 高齢者世帯自動消火装置販売店登録届出（様式12）
- イ 誓約書（様式13）
- ウ 販売・設置工事可能な自動消火装置（変更）報告書（附属資料に掲載）

(2) 登録認定

届出内容を審査し、登録を決定した場合は、「販売店登録認定通知書（様式 14）」により届出者に通知します。登録が不適当と認めた場合は、「販売店登録不認定（取消）通知書（様式 15）」により届出者に通知いたします。

(3) 登録事項の変更

販売店の住所や電話番号が変わったなど、登録済みの事項に変更が生じた場合は、「販売店登録変更（廃止）届出（様式 16）」を提出してください。

(4) 販売店登録の廃止を希望する場合

販売店としての登録を廃止したい場合は、「販売店登録変更（廃止）届出（様式 16）」を提出してください。

(5) 販売・設置工事可能な自動消火装置の機種に変更が生じた場合

新製品の取り扱いを開始した場合や、取り扱っている機種に変更が生じた場合は、「販売・設置工事可能な自動消火装置（変更）報告書」を提出してください。

4 販売登録の認定取消

札幌市長は、登録販売店が以下ア～エのいずれかに該当すると判断した場合、販売登録の認定を取り消すことができます。販売登録の認定を取り消す場合は、「販売店登録不認定（取消）通知書（様式 15）」により、届出者に通知します。

- ア 札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱（附属資料に掲載）に違反したとき。
- イ 虚偽の届出その他の不正の手段により助成金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。
- ウ 登録販売店の要件（前頁参照）を満たさなくなったとき。
- エ その他、市長が特に必要があると認めたとき。

第2章 助成事業の概要

1 助成対象

市内居住の65歳以上の高齢者のみで構成される世帯が対象となります。
また、申請者が現に居住する住居（住民票に記載している住所に限ります。）に設置したものに対してのみ、助成金の交付が可能です。



2 助成台数

(1) 1世帯の助成台数

高齢者世帯で多い「こんろ」、「ストーブ」が原因で発生する火災被害の軽減を図ることを目的としているため、それぞれに設置することを想定して、1世帯につき最大2台まで助成します。

(2) 各年度の助成台数

本事業は、各年度で助成可能な台数が決められています。助成可能台数は札幌市公式ホームページでご確認ください。

(3) 各年度の助成台数に到達した場合

各年度で決められた自動消火装置の助成台数に到達した時点で、年度内の助成事業は終了となります。消防局から、各登録販売店に年度内の助成終了の連絡を行うとともに、札幌市公式ホームページ等を活用した市民への周知を行います。

CHECK!



助成可能な残り台数の連絡について

本事業は、各年度で自動消火装置の助成台数が決められています。

以下の2つの時点で、消防局から登録販売店に、電話又は郵送でご連絡を差し上げる予定です。

- ◆ 残り台数が、年間助成台数の約1割となった時点
- ◆ 年度内の助成が終了した時点

※受付は先着順のため、申請しても「不交付」となる場合があります。（P7 参照）



3 助成額のルールと計算方法

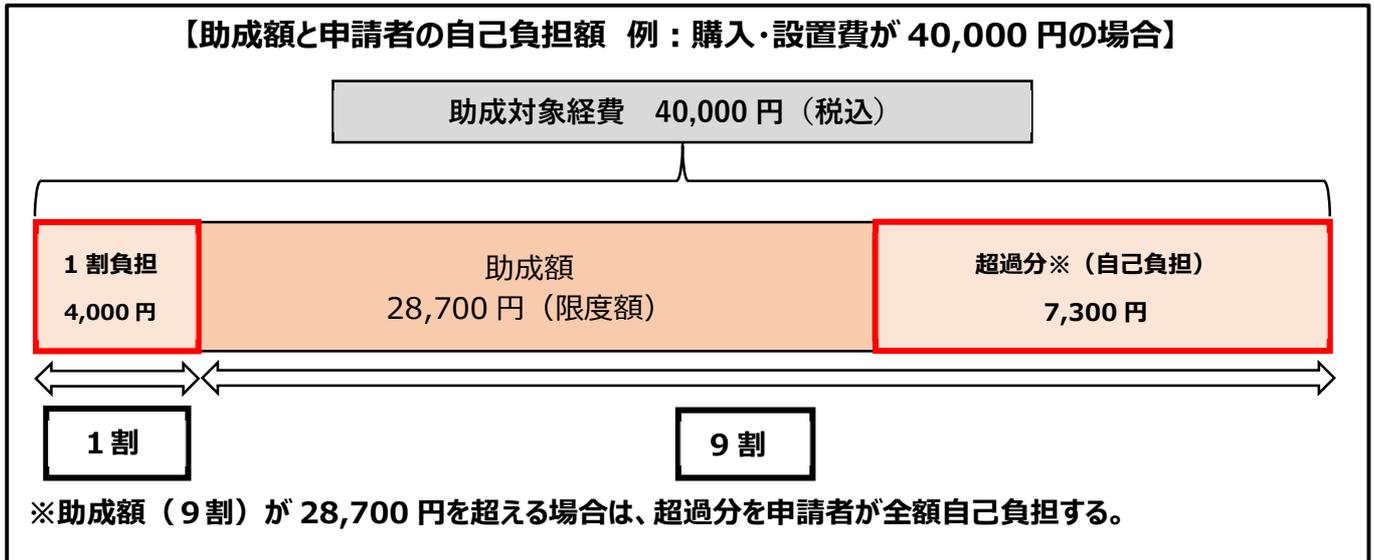
(1) 助成対象となる経費は？

本事業で助成対象となる経費は、消火装置の購入及び設置に要する費用です（消費税を含む）。

(2) 助成額の計算方法

助成額は助成対象経費の9割（1台あたり28,700円を限度額）とし、残りの1割は申請者の自己負担となります。

ただし、助成額が限度額の28,700円を超える場合は、超過分を申請者が全額自己負担することになります（下表を参照）。



助成対象経費の9割で算定した助成額に100円未満の端数がある場合は切り捨てます。

例：助成対象経費29,800円の場合

$29,800 \times 0.9 = 26,820$ 円 100円未満の端数20円は切り捨てて、26,800円を助成

制度上は、助成対象経費が31,890円に到達した時点で、申請者には1割の自己負担以外の超過負担金が発生する計算になります（ $31,890 \times 0.9 = 28,701$ 円で1円の超過負担が発生）。

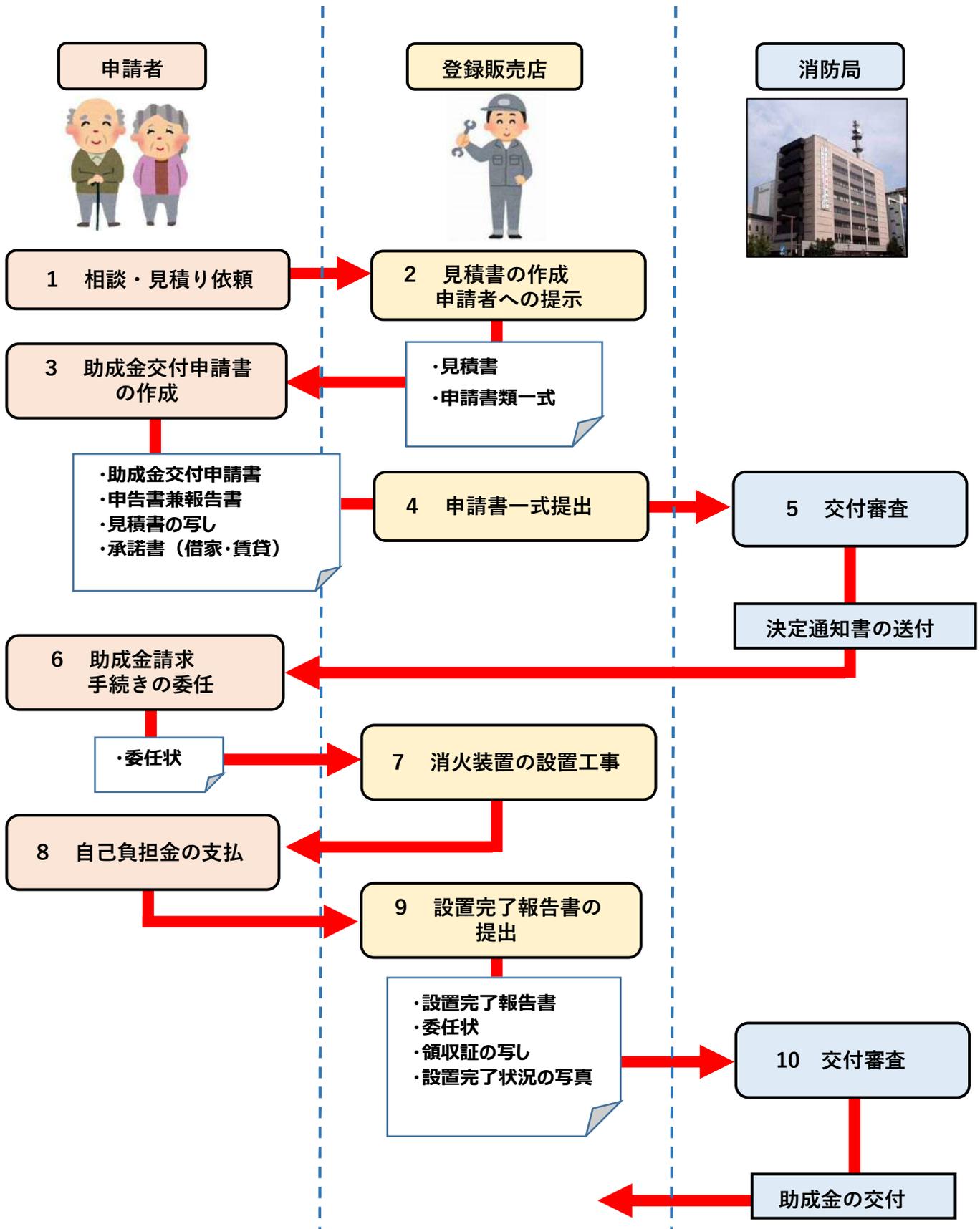
また、前述のとおり助成台数は1世帯につき2台までなので、1世帯あたり最大で57,400円まで助成を受けられます。下表に助成額や自己負担金の計算について、いくつか例示します。

【助成額の計算例】

① 助成対象経費 （設置の総額）	② 1割負担 （自己負担）	③ 9割 （①－②）	④ 助成額 （①×0.9） 限度額28,700円	⑤ 超過分 （自己負担） （③－④）	申請者の 自己負担金 （②＋⑤）
25,000円	2,500円	22,500円	22,500円	0円	2,500円
30,000円	3,000円	27,000円	27,000円	0円	3,000円
32,000円	3,200円	28,800円	28,700円	100円	3,300円
35,000円	3,500円	31,500円	28,700円	2,800円	6,300円
40,000円	4,000円	36,000円	28,700円	7,300円	11,300円

第3章 助成金交付までの流れ

<手続きのフローチャート>



1 申請者からの相談・見積り依頼

申請者は、まず、登録販売店に電話し、自動消火装置の設置に向けた相談や見積りの依頼を行いますので、対応をお願いします。



【重要】 相談があった場合は、必ず「助成対象」であるか確認してください。

65歳未満の方が同居されている世帯は、申請書を提出しても助成の対象となりませんので、十分注意をお願いいたします。

CHECK!



助成可能な残り台数の連絡があった後の申請受付について

消防局から年度内助成終了（助成終了は札幌市公式ホームページでも公表します）の連絡を受けた後に見積り依頼を受けた場合は、申請者にその旨を必ず伝えてください。

また、窓口受付での先着順であるため、残り台数が少ない状況で同時にまとめて多数の申請を受け付けた場合は、消防局から「年度内助成終了」の連絡がなかった場合でも、「不交付」となる可能性がありますので、十分注意をお願いいたします。



2 見積書の作成・申請者への提示

申請者から見積り依頼があった場合は、本体費用及び工事費用など、対象経費がわかる見積書の作成をお願いします。

もし、申請後に見積額に変更があった場合などは、後述の「4 交付審査と決定の通知」に変更届出の解説がありますので、ご確認ください。



3 助成金交付申請書の提出（申請者が作成）

(1) 申請書の配布と作成

見積書を申請者に提示する際に、助成金交付申請書類一式を申請者にお渡しください。

申請書類は、札幌市公式ホームページからダウンロードしてください。



(2) 申請方法

下記の申請書類一式を、窓口持参または郵送によりご提出ください。

申請書類は、登録販売店が提出してください。



【助成金交付申請書への添付書類】

- ア 世帯状況等申告書兼報告書（様式2）
- イ 登録販売店が発行した見積書の写し（様式自由、本体・工事費用がわかるもの）
- ウ 借家・賃貸共同住宅の場合は、「自動消火装置の承諾依頼書兼承諾書（様式3）」※

※承諾書の作成方法

- ① 申請者は「自動消火装置の承諾依頼書兼承諾書（様式3）」の点線より上部分を記載し、貸主に2通提出
- ② 貸主は点線より下部分を記載し、1通を申請者に返還し、1通を自身で保管

申請者及び貸主には、必ず以下の説明をするようお願いします。

- ◆ 自動で初期消火を行うことから、万一の火災発生時には被害軽減が図られること
- ◆ 住宅内のどの箇所に、どのような工事を行って設置するのか
- ◆ 退去時の原状回復や費用負担について事前に話し合う必要があること
- ◆ 耐用年数の過ぎた自動消火装置は、交換または取り外しが必要なこと
- ◆ 火災による作動や耐用年数経過の場合は、当事業による交換の助成が可能であること

CHECK!



貸主への説明と承諾について【借家・賃貸などの住宅等（共同住宅を含む）】

国土交通省住宅局が公表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（平成23年8月再改訂）」によると、自動消火装置を設置する場合に生じる「重量物設置の釘穴やねじ穴」は、通常の損耗や使用を超える損耗に分類され、借主側にも原状回復義務があることが明記されています。

退去時の原状回復について、双方の合意が必要であると考えられることから、貸主への工事内容等の説明と承諾を必須としています。



<参考> 国土交通省公式ホームページ「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

(3) 本体交換のための再助成について

下記の場合は、本体交換のための再助成が可能です（本事業で助成を受けて設置したものに限り）。助成金交付申請の手順や必要書類は通常の申請と同様です。

- ◆ 製造会社で定められた耐用年数（使用有効年数）が過ぎた場合
- ◆ 自動消火装置が火災により作動した場合



火災以外で作動した場合や消防が火災の事実を確認できていない場合は、再助成ができません。**火災により自動消火装置が作動した場合は、必ず消防署へ連絡してください。**

4 交付審査と決定の通知

(1) 助成金交付の審査

申請書類一式の内容を審査し、助成金の交付を決定した場合は「助成金交付決定通知書（様式 4）」を申請者あてに通知します。また、審査により交付が不相当と認めた場合には、「不交付の理由」を記載した「助成金不交付決定通知書（様式 5）」を申請者あてに通知します。

(2) 助成金の変更交付申請

「助成金交付決定通知書（様式 4）」で決定された内容に以下のような変更があった場合は、「助成金変更交付申請書（様式 6）」の提出による変更申請が必要となります。

- ◆ 設置する自動消火装置の機種が変更された場合
- ◆ 本体価格や工事費など、当初と見積額が変わり「対象経費」や「交付決定金額（助成額）」に変更が生じた場合など
- ◆ その他、助成金変更交付申請が必要と認められる場合

【助成金変更交付申請書への添付書類】

- ア 登録販売店が発行した見積書の写し（様式自由、本体・工事費用がわかるもの）
- イ 申請者に送付した「助成金交付決定通知書（様式 4）」

変更交付申請書類一式の内容を審査して、助成金の交付を決定した場合は「助成金変更交付決定通知書（様式 7）」を申請者あてに通知します。なお、交付決定番号は「助成金交付決定通知書（様式 4）」付与された番号をそのまま引き継ぐことになります。



「設置完了報告書（様式 10）」の記載内容やの設置完了状況の写真などを審査して、申請内容と相違があった場合は、助成金の交付ができない場合があります。

※ 申請を取下げたいとき、交付決定を取り消したいとき

自動消火装置の設置費助成を申請したが、設置を中止したい等、申請者が申請を取下げの場合又は交付決定者が交付決定の取消しを希望するときは、「助成金交付申請取下げ等の届出書（様式 8）」が必要となります。

また、設置工事が完了する前に、申請者又は交付決定者がお亡くなりになった場合には、上記届出書が提出されたものとみなします。

5 助成金請求手続きの委任

(1) 手続きの委任

本事業は、助成金の請求及び受領に関する一切の手続きを登録販売店に委任する方式としています。助成金交付請求を行う際には「委任状（様式 9）」の添付が必要となりますので、設置工事を行う前に申請者から手続きの委任を受けてください。

(2) 個人情報等の取り扱いについて

手続きの委任を通じて得た情報は、助成金の交付手続き以外の目的には使用できません。特に個人情報については、個人情報の保護に関する法令等に当たって、適切に取り扱っていただくようお願いいたします。



6 消火装置の設置工事

(1) 設置工事

申請者は、助成金の交付が決定した後に、登録販売店に対して「助成金交付決定通知書（様式 4）」（変更交付をした場合は「助成金変更交付決定通知書（様式 7）」）を提示して消火装置の購入と設置工事を依頼することになります。

その際、登録販売店は、販売・設置工事を行う前に必ず通知書の提示を求めて確認するようお願いいたします。

(2) 設置完了確認の写真撮影

設置工事完了後は、設置状況がわかる写真撮影（デジカメ OK）をお願いします。

この写真は、助成金の交付申請を行う際に「設置完了報告書（様式 10）」への添付が必要となりますので、下記の 3 種類の写真を撮影してください。

また、イの写真については、必ず撮影日を入れてください。日付機能のないカメラの場合は、黒板や紙に日付を記入して写真に写しこむなどして対応してください。

ア 建物外観の写真

⇒ 戸建住宅・マンション・アパートなど建物形式がわかるもの

イ 住宅内の設置箇所・部位が判別できる写真（撮影日必須）

⇒ 台所・ストーブの上など設置場所がわかるもの

（設置前・後、それぞれ 1 枚ずつ必要です）

ウ 設置工事を行った自動消火装置の機種等が判別できる写真

⇒ 外観の形状や貼り付けられているラベルなどが写り、自動消火装置の機種等が判別できるもの



火災で作動した自動消火装置の再助成の場合は、「設置完了報告書（様式 10）」に、上記ア～ウの写真に加えて、「作動した事実が判別できる写真（熱感知ノズルの先端が外れている状況など・撮影日も必要）」の添付をお願いします。

7 自己負担金の徴収

助成対象経費（消火装置の購入及び設置などに要する費用の税込総額）から「助成金交付決定通知書（様式4）」（または「助成金変更交付決定通知書（様式7）」）に記載されている交付決定額を差し引いた額（自己負担金）を申請者から徴収することになります。

詳しい計算方法は5ページを参照願います。その際、「領収証（様式11）」を作成し、**本紙は申請者へ交付し、写しを設置完了報告の際に添付していただくようお願いいたします。**

8 設置完了報告書の提出

設置が完了したら「設置完了報告書（様式10）」を消防局へ提出してください。

【設置完了報告書への添付書類】

- ア 委任状（様式9）
- イ 領収証（様式11）の写し
- ウ 設置等完了状況の写真（3種類、設置した日付のわかるもの）



年度末は、3月31日（31日が土日の場合は直前の平日）までに設置工事の完了を確認し、助成金の交付審査を終了しなければならないので、工事等を含めたスケジュールには十分に注意いただき、設置完了報告書は早めに提出いただきますようお願いします。

9 交付審査・助成金の交付

設置完了報告書を審査して適正と認めるときは、審査完了後2週間程度で、指定された口座に助成金を振込みいたします。

第4章 Q&A

1 助成の対象に関して

Q：ひとり暮らしや夫婦以外の世帯も対象となるのか？

A：市内在住で世帯員全員が 65 歳以上であれば、高齢の親子や兄弟姉妹、血縁関係のない同居世帯など全てが対象となります。

Q：アパートや借家に住んでいる場合でも助成対象となるのか？

A：自らが居住する住宅であれば申請可能です。ただし、天井や壁・レンジフード内などへの設置工事が必要となるため、貸主（建物所有者）に対する、工事内容及び退去時の原状回復などの説明に加えて、「承諾依頼書兼承諾書（様式 3）」の提出が必要となります。詳しくは「附属資料」の各様式記載例を参照願います。

2 自動消火装置に関して

Q：助成の対象となる自動消火装置の要件は？

A：助成の対象となる自動消火装置は、以下の 2 つの要件を満たす必要があります。

- ア 火災による熱や煙を感知して、自動的に水や消火薬剤を圧力により放射して消火を行うもの
- イ 一般財団法人日本消防設備安全センターの性能評定を取得しているもの

Q：販売店登録時に「販売・設置工事可能な自動消火装置報告書」で報告していた、販売・設置工事可能な自動消火装置に変更があった場合は？

A：本事業では、登録販売店がどの自動消火装置（機種）を取り扱っているかを札幌市公式ホームページや消防署等で公表しますので、変更があった場合は必ず「販売・設置工事可能な自動消火装置（変更）報告書」を消防局 3 階の予防部予防課に提出してください。

Q：新しい機種が発売され、新たに登録販売店で取り扱いを始める場合は？

A：登録販売店で新たな機種の取り扱いを始める場合は、上記と同様に「販売・設置工事可能な自動消火装置（変更）報告書」を消防局 3 階の予防部予防課に提出してください。その際、報告書に製造元と商品名（型番）を記載のうえ、本体の外観や性能評定品であることが判別できるカタログ等を添えて提出してください。

3 助成のルール等に関して

Q：元々、自宅に自動消火装置を設置していた世帯も 2 台まで助成が受けられるのか？

A：元々、ご自身で設置していた自動消火装置は本事業の助成数には含みませんので、1 世帯につき新たに 2 台までの助成が可能です。

Q：台数が限られているので、交付決定後に設置工事が遅れた場合など、助成が受けられなくなることはあるか？

A：助成金交付申請書（様式 1）を提出し、交付決定通知書を受けた時点で、年度内の助成を受ける権利が確定します。以降は年度内に審査が完了するよう、助成金交付請求及び設置完了報告書を提出していたければ助成が受けられます。11 ページに記載のとおり、年度末のスケジュールには十分に注意願います。

Q：こんろにのみ、1 台だけ設置したいという場合も助成可能か？

A：1 台のみでも助成可能です。

Q：自動消火装置を 3 台以上設置したいという希望があった場合は？

A：最大 2 台まで助成可能であり、3 台目以降は全額自己負担で設置することになります。

Q：「こんろ」、「ストーブ」以外の場所に設置したいと希望があった場合は？

A：本事業は、高齢者世帯における出火原因で多い「こんろ」及び「ストーブ」の周囲にそれぞれ設置することを想定しておりますが、必ずその 2 か所に設置しなければならないわけではありません。例えば、居間と寝室にあるストーブの火災に不安を感じるという場合は、ストーブ 2 か所にそれぞれ設置しても助成可能です。また、IHヒーターやセントラルヒーティングを使用しているため「こんろ」、「ストーブ」以外の場所が心配で設置する場合なども、自動消火装置の設置基準や用途にあったものであれば、助成可能です。

Q：「ストーブ」が大型で不安な場合など、防護面積を広範囲にするために同一場所に 2 台設置して助成を受けることは可能か？

A：製造元が発行している取扱説明書に記載の設置要領に基づいた設置であれば、2 台とも助成可能です。

Q：1 世帯で最大いくらまで助成が受けられるのか？

A：1 世帯につき 2 台まで、1 台当たり 28,700 円を限度としているので、2 台設置した場合、1 世帯当たり最大で 57,400 円まで助成が受けられます。

Q：毎年 2 台ずつ助成を受けられるということか？

A：1 世帯につき 2 台まで助成を受けられますが、毎年 2 台ずつの助成が受けられるわけではありません。2 台の助成を受けた後、新たに助成を受けることができるのは以下の場合です。

- ア 自動消火装置の耐用年数（使用有効年数）が経過した場合
- イ 助成を受けて設置した自動消火装置が火災により作動した場合

Q：「助成金交付申請書（様式 1）」で申請した内容から変更が生じた場合は？

A：以下のいずれかに該当する場合は、「助成金変更交付申請書（様式 6）」等の提出が必要となります。（9 ページ参照）

- ア 設置する自動消火装置の機種が変更された場合
- イ 本体価格や設置工事費など、当初の見積金額が変わり、「助成対象経費」または「助成額」に変更が生じた場合など
- ウ その他、助成金変更交付申請が必要と認められる場合

Q : 2台設置する場合の見積書の作成方法は？

A : 助成金交付申請書（様式 1）中段の「設置予定の自動消火装置」欄には記載例のとおり、それぞれの経費を適正に見積もりしたうえで記載し、それぞれ助成額を計算する必要がありますので、1枚の見積書に1台ずつ内訳が解るように作成するか、または見積書を2枚作成して、全ての経費の内訳が確認できるようにする必要があります。

Q : 「助成金変更交付申請書（様式 6）」を提出する場合は、審査に一定の時間を要すると思われるが、その間に残り0台となって助成できなくなることはないか？

A : 「助成金交付決定通知書（様式 4）」の交付決定番号がそのまま引き継がれますので、元々決定していた助成台数は確保されます。
ただし、助成台数を1台から2台に増やす変更交付申請で、すでに年度内の助成台数を消化していた場合は2台目の助成ができなくなり、1台目の助成決定のみが通知されますので注意願います。

Q : 中廊下式の下宿型建物などに住んでいる世帯も対象となるのか？

A : 高齢者のみの世帯であれば、中廊下式の下宿型建物などにお住まいの世帯も助成の対象になります。ただし、賃貸借契約により申請者本人が占有する居室に設置する場合は対象です。例えば廊下などの共用部分への設置は助成の対象とはなりません。
なお、身分証明書上に号室の記載がない場合などは、申請者に同意を得たうえで確認のために賃貸借契約書の写しを提出していただくなど、身分証明書以外の確認を求める場合があります。その他、不明な点がある場合は事前に消防局予防部予防課（Tel215-2040）にお問い合わせください。
受付時間：平日 8 時 45 分～17 時 15 分

4 設置以降の疑問に関して

Q : 設置工事の完了確認審査はどのように行うのか？

A : 登録販売店は、設置工事が完了した後に設置状況等を確認できる写真撮影を行い「設置完了報告書（様式 10）」に添付して消防局に提出し、完了審査を受ける仕組みとなっております。
写真は以下の3種類の写真が必要となります。（11 ページ参照）
ア 建物外観の写真
イ 住宅内の設置箇所・部位が判別できる写真（**撮影日必須**、設置前・設置後、それぞれ1枚ずつ必要）
ウ 設置工事を行った自動消火装置の機種等が判別できる写真
なお、火災により作動した自動消火装置の本体交換のための再助成を受ける場合は、申請の際に「作動した事実が判別できる写真（撮影日が必要）」の添付も必要となります。

Q : 自動消火装置の耐用年数が過ぎた場合、本体交換のための再助成は受けられるのか？

A : 製造会社で定められた耐用年数（使用有効年数）が過ぎた場合は、本体交換のための再助成が可能です（助成を受けて設置したものに限り）。なお、申請の際は「助成金交付申請書（様式 1）」及び添付書類一式による通常の申請手続きが新たに必要となります。

Q : 自動消火装置が火災で作動した場合、本体交換のための再助成は受けられるのか？

A : 火災により作動した場合は、本体交換のための再助成が可能です（助成を受けて設置したものに限り）。
なお、申請の際は「助成金交付申請書（様式 1）」及び添付書類一式による通常の申請手続きに加えて、作動した事実が判別できる写真（登録販売店が撮影します）の添付が必要となります。
※消防が火災の事実を確認している必要があります。（P 8 参照）

Q : 助成を受けて 1 台設置した後に、もう 1 台設置したくなった場合、助成を受けることができるか？

A : 1 世帯につき 2 台まで助成可能であることから、2 台を限度に（翌年度以降でも）助成を受けることが可能です。なお、申請の際は「助成金交付申請書（様式 1）」及び添付書類一式による通常の申請手続きが必要となります。

5 登録販売店に関して

Q : 販売店を登録制にした理由は？

A : 助成金の交付を受けようとする高齢者から「どこに連絡して購入するの？」といった疑問が生じると考えられます。登録制度を設けることで、札幌市認定の登録販売店として、連絡先や販売・設置工事が可能な自動消火装置の機種などを札幌市公式ホームページや消防署等で公表し、広く市民への周知を図ることが可能になります。また、交付金請求手続きを委任形式とするなど、高齢者である申請者の負担軽減も狙いとしています。

Q : 登録販売店はどのような基準で決定するのか？

A : 市内に本社、支店、営業所を有していることや、本市の火災予防条例第 69 条に基づき、消防設備の販売や設置工事を行う事業者として届出を行っていることなどを要件としており、随時募集を行っています。

Q : なぜ、登録販売店に申請書一式を提出させるのか？

A : 申請者である高齢者の手続き負担を軽減させることを目的としています。

Q : なぜ、登録販売店に交付金請求手続きを委任させるのか？

A : 申請者である高齢者の手続き負担を軽減させることを目的としています。

Q : 登録販売店から本体のみを購入し、申請者が自分で設置しても助成できるか？

A : 地震や振動等で本体容器が落下しないよう確実な設置が必要であることや、火災発生時の適切な作動と消火性能を確保するために、自動消火装置に精通した販売店により設置することとしており、申請者自身の設置による助成はできません。

附 属 資 料

- 1 札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱
- 2 各様式及び記載例
- 3 販売・設置工事可能な自動消火装置（変更）報告書
- 4 関連条文等
 - 札幌市火災予防条例（抜粋）
 - 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

1 札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱

札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱

平成30年9月13日消防局長決裁
令和2年4月1日 一部改正
令和3年4月1日 一部改正
令和3年12月9日 一部改正
令和5年4月1日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者世帯に対し、こんろ、ストーブ火災等に対応する自動消火装置の設置費用を助成することで、自動消火装置の普及促進を図り、もって住宅火災による高齢者の被害軽減を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 市長は、次の各号に定める全ての要件を満たす者で、第11条の規定に基づき、市長が登録した販売店（以下「登録販売店」という。）から、熱や煙を感知し自動的に消火薬剤を放射する自動消火装置（一般財団法人日本消防設備安全センターの評定又は認定を取得しているものに限る。以下「消火装置」という。）を購入し、現に居住する住居（住民票に記載している住所に限る。）に設置したものに対し、助成金を交付する。

- (1) 札幌市内に居住していること。
- (2) 助成金申請の時点で65歳以上であること。
- (3) 独り暮らし又は前号に掲げる者のみで構成される世帯に属する者であること。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、消火装置の購入及び当該消火装置の設置に要した費用（消費税を含む。）とする。

- 2 助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費の10分の9に相当する額とし、1台当たり28,700円を限度とする。
- 3 助成数は、1世帯につき2台までを限度とし、各年度の助成限度数に至るまでとする。
- 4 第2項の規定により算定した助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 この要綱による助成を受け購入し、設置した消火装置の交換（火災による使用により交換の必要が生じたものの交換を含む。）に係る費用（購入に要する費用を含む。）については、前各項の規定に準じて助成する。この場合における第3項の適用については、交換後に設置されている台数が同項に定める台数となるまでとする。ただし、火災により使用したものの交換を除き、消火装置の製造会社が定める使用有効年数を経過していない場合は、助成対象外と

する。

(交付申請及び交付決定通知)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付申請書(様式1)に次に掲げる書類を添付し、市長に助成金の交付を申請するものとする。

ただし、申請に伴う書類一式については、登録販売店が提出する。

(1) 世帯状況等申告書兼報告書(様式2)

(2) 自動消火装置の本体費用及び工事費用が分かる見積書の写し(様式は問わない。ただし、登録販売店が発行したものに限る。)

(3) 借家の場合は、自動消火装置設置の承諾依頼書兼承諾書(様式3)

2 市長は、前項の申請内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付決定通知書(様式4)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の審査の結果により交付することが不適当と認めるときは、高齢者世帯自動消火装置設置費助成金不交付決定通知書(様式5)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の変更交付申請等)

第5条 前条第2項の規定により助成金の交付を受けることが決定した者(以下「交付決定者」という。)は、助成金の交付決定後、消火装置の設置等に要する費用に変更が生じる場合は、速やかに高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付申請書(様式6)に、前条第1項第2号に掲げる書類及び同条第2項の交付決定通知書を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請内容を審査し、必要に応じて助成金を変更し、高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付決定通知書(様式7)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ及び交付決定の取消し)

第6条 申請者が助成金交付申請を取り下げる場合又は交付決定者が助成金交付決定の取消しを希望する場合は、速やかに高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付申請取下げ等の届出書(様式8)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の届出があったときは、当該助成金の交付決定を取り消すものとする。

(申請者又は交付決定者が死亡した場合の取扱い)

第7条 自動消火装置の設置が完了する前に、申請者又は交付決定者が死亡した場合は、当該申請者又は交付決定者から前条の届出があったものとみなす。ただし、申請者又は交付決定者と同一世帯に助成対象となる者がある場合には、当該申請又は交付決定はこの者が継承するものとする。

(消火装置の設置及び助成金受領の委任)

第8条 交付決定者は、登録販売店において高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付決定通知書（様式4）又は高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付決定通知書（様式7）を提示し、消火装置の購入及び設置を申し込むものとする。

2 交付決定者は、登録販売店に対し、消火装置の購入及び設置の申込みの際に高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付決定通知書（様式4）又は高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付決定通知書（様式7）及び委任状（様式9）を提出し、この要綱による助成金の請求及び受領に関する一切の権限を委任するものとする。

3 前項の規定により委任された登録販売店は、手続の委任を通じて得た情報を、この要綱による助成金の交付手続のみに使用し、他の目的には使用してはならない。特に個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って適切に取り扱わなければならない。

（設置完了報告及び助成金の交付）

第9条 前条第2項の規定により委任を受けた登録販売店は、設置完了報告書（様式10）に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に設置等の完了を報告するものとする。

(1) 委任状（様式9）

(2) 領収証（様式11）の写し

(3) 設置等完了状況の写真（設置した日付の分かるもの）

2 前項の規定による設置完了報告は、助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の設置完了報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、助成金を当該登録販売店に交付するものとする。

4 助成金の交付は、登録販売店が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。

（助成金の交付の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定者又は登録販売店が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全額の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

（販売店の登録）

第11条 市長は、高齢者世帯自動消火装置販売店登録届出書（様式12）及び誓約書（様式13）により消火装置の販売業者の届出があったときは、次の各号に該当する者に限り、販売店の登録をするものとする。

(1) 市内に本社、支店、営業所等を有し、消防用設備等の販売及び設置工事を

業として行っており、札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）第69条に規定する消防設備業の届出を行っていること。

- (2) この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
 - (3) この要綱に定める消火装置の販売及び設置並びに助成金の交付請求等の委任事務について、誠意をもって適正に行うことができること。
 - (4) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、登録することを決定したときは、高齢者世帯自動消火装置販売店登録認定通知書（様式14）により届出者に通知するものとする。
- 3 前項の審査の結果により、登録することが不相当と認めるときは、高齢者世帯自動消火装置販売店登録不認定（取消）通知書（様式15）により届出者に通知するものとする。

（登録販売店の変更及び廃止）

第12条 登録販売店は、販売店の所在地等に変更があった場合又は販売店の登録を廃止したい場合は、高齢者世帯自動消火装置販売店登録変更（廃止）届出書（様式16）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（販売店の認定取消し）

第13条 市長は、登録販売店が次の各号のいずれかに該当する場合、販売登録の認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の届出その他の不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。
- (3) 第11条第1項各号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、登録販売店の認定を取り消すときは、高齢者世帯自動消火装置販売店登録不認定（取消）通知書（様式15）により登録販売店に通知するものとする。

（調査等への協力）

第14条 消火装置を設置する者又は登録販売店は、この要綱による助成金の交付等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 各様式及び記載例

- 【様式 1】 助成金交付申請書
- 【様式 2】 世帯状況等申告書兼報告書
- 【様式 3】 自動消火装置設置の承諾依頼書兼承諾書
- 【様式 4】 助成金交付決定通知書
- 【様式 5】 助成金不交付決定通知書
- 【様式 6】 助成金変更交付申請書
- 【様式 7】 助成金変更交付決定通知書
- 【様式 8】 助成金交付申請取下げ等の届出書
- 【様式 9】 委任状
- 【様式 10】 設置完了報告書
- 【様式 11】 領収証
- 【様式 12】 販売店登録届出
- 【様式 13】 誓約書
- 【様式 14】 販売店登録認定通知書
- 【様式 15】 販売店登録不認定（取消）通知書
- 【様式 16】 販売店登録変更（廃止）届出

(様式1)

高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

購入依頼する 登録販売店名	
------------------	--

設置予定の消火装置					
①商品名 ②製造メーカー ③使用有効年数	本体単価*(円) A	数量 B	金額*(円) C=A×B	工事費*(円) D	対象経費*(円) E=C+D
①					
②					
③					
①					
②					
③					

※消費税を含む金額

交付申請金額	¥				0	0	円
--------	---	--	--	--	---	---	---

※ 自動消火装置の購入及び設置費用×9/10の金額(100円未満の端数は切り捨ててください。なお、28,700円を超える場合には28,700円が上限となります。)を記入してください。

【申請に必要な書類】

- 世帯状況等申告書兼報告書(様式2)
- 自動消火装置の本体費用及び工事費用がわかる見積書の写し
- 自動消火装置の承諾依頼書兼承諾書(借家の場合)

世帯状況等申告書兼報告書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

<申請者>

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

下記のとおり、私が居住する住宅における世帯状況等を申告します。

記

<申告事項> ※いずれかに必ず☑を付けてください。

上記住所に住民登録があり、現に居住している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
65歳以上の高齢者のみの世帯である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
過去の本助成事業の利用状況は右記のとおりである。	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1台設置済み <input type="checkbox"/> 2台設置済み <input type="checkbox"/> その他()
他の世帯員の状況を右記のとおり申告する。	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 他の世帯員がいるため、以下のとおり申告する。 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

※ 虚偽申請が判明した場合は、助成を取り消します。また、悪質な場合は詐欺罪（刑法第246条）が成立する場合があります。

※ 申請日における内容を記載してください。

(以下、登録販売店記載欄)

<確認事項> ※いずれかに必ず☐を付けてください。

申告書に記載された申告者の氏名、住所、生年月日を身分証明書(マイナンバーカード、免許証、運転経歴証明書、介護保険被保険者証、パスポート等)を用いて確認したか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
世帯員がいる場合、世帯員の氏名、生年月日を身分証明書(上に同じ。)を用いて確認したか。	<input type="checkbox"/> 世帯員がいない <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
他の世帯が同居することなく、申請者及び申告書に記載のある世帯員だけが居住していることを確認したか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
申請者の住居が持ち家か賃貸か確認したか。	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅
賃貸住宅の場合、貸主からの承諾書を添付したか。	<input type="checkbox"/> 持ち家のため添付不要 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※ 登録販売店記載欄の内容を訂正する場合は、二重線で削除し、証明印と同じ印を押印してください。その他の方法により修正したい場合は、原則再提出となります。

申請者からの申告事項について、確認したので報告します。

年 月 日

住 所 _____

販売店名 _____

代表者氏名 _____ (印)

電話番号 _____

(様式3)

年 月 日

自動消火装置設置の承諾依頼書兼承諾書

(貸主)

住 所 _____

氏 名 _____ 様

(居住者)

住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり、私が居住する住宅に自動消火装置を設置したいので、承諾願います。

記

住宅の所在地	札幌市 区 (アパート・マンション名: _____ 号室)	
設置内容	箇所・部位	内容

(以下、貸主記載欄)

上記について、承諾いたします。

備考: _____

年 月 日

(貸主)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

※貸主(法人の場合は代表者)が自ら署名した場合は押印の省略可

注意

- 1 居住者は、本書の点線から上の部分を記載し、貸主に2通提出すること。貸主は、承諾する場合は本書の点線から下の部分を記載し、1通を居住者へ返還し、1通を保管すること。
- 2 貸主は、承諾に当たって確認事項等があれば、備考欄に記載すること。

(様式4)

高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付決定通知書

年 月 日

住 所	札幌市 区
氏 名	様

札幌市長

年 月 日に申請がありました自動消火装置設置費の助成に係る申請については、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第4条第2項の規定により、助成金の交付を決定したので通知します。

購入依頼する 登録販売店名	
------------------	--

設置予定の消火装置						助成額算定欄
①商品名 ②製造メーカー ③使用有効年数	本体単価* (円) A	数量 B	金額* (円) C=A×B	工事費* (円) D	対象経費* (円) E=C+D	助成額 (円) F=E×0.9 (28,700円を超える 場合は28,700円)
①						
②						
③						
①						
②						
③						
※ 消費税を含む金額					合計	

交付決定金額	¥			0	0円
--------	---	--	--	---	----

交付決定番号	
--------	--

(様式5)

高齢者世帯自動消火装置設置費助成金不交付決定通知書

年 月 日

住 所	札幌市 区
氏 名	様

札 幌 市 長

年 月 日に申請のありました自動消火装置設置費の助成に係る申請については、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第4条第3項の規定により、助成金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

(様式6)

高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり助成金の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定番号	
--------	--

設置予定の消火装置					
①商品名 ②製造メーカー ③使用有効年数	本体単価*(円) A	数量 B	金額*(円) C=A×B	工事費*(円) D	対象経費*(円) E=C+D
①					
②					
③					
①					
②					
③					

※ 消費税を含む金額

交付申請金額	¥				0	0円
--------	---	--	--	--	---	----

※ 自動消火装置の購入及び設置費用×9/10の金額(100円未満の端数は切り捨ててください。なお、28,700円を超える場合には28,700円が上限となります。)を記入してください。

変更となる内容	
---------	--

【申請に必要な書類】

- 自動消火装置の本体費用及び工事費用がわかる見積書の写し
- 札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第4条第2項の交付決定通知書

(様式7)

高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付決定通知書

年 月 日

住所	札幌市 区
氏名	様

札幌市長

年 月 日に申請がありました自動消火装置設置費の助成に係る変更の申請については、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第5条第2項の規定により、助成金の変更交付を決定したので通知します。

設置予定の消火装置						助成額算定欄
①商品名 ②製造メーカー ③使用有効年数	本体単価* (円) A	数量 B	金額* (円) C=A×B	工事費* (円) D	対象経費* (円) E=C+D	助成額 (円) F=E×0.9 (28,700円を超える 場合は28,700円)
①						
②						
③						
①						
②						
③						
※ 消費税を含む金額					合計	

交付決定金額	¥				0	0円
--------	---	--	--	--	---	----

交付決定番号	
--------	--

(様式8)

高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付申請取下げ等の届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり

- ・助成金の交付申請を取下げたいので届出ます。
- ・助成金の交付決定を取消したいので届出ます。

記

交付決定番号	
--------	--

交付申請(決定)金額	¥					0	0円
------------	---	--	--	--	--	---	----

取下げ等の理由	
---------	--

(様式9)

委 任 状

年 月 日

(宛先) 札 幌 市 長

委任者

電話番号

住 所

氏 名

下記の者を代理人（受任者）と定め、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱に基づく、交付決定番号_____に係る助成金_____円の交付請求及び受領の権限を委任します。

記

受任者 (販売店)	販売店住所	
	販売店名	(登録番号)
	代表者氏名	

(様式10)

設置完了報告書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所 _____

フリガナ _____

販売店名 _____

(登録番号) _____

フリガナ _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付けで交付決定通知のありました自動消火装置の設置等が完了したので、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第9条第1項の規定により報告します。

また、要綱第8条第2項の規定により、交付決定者から助成金の請求及び受領に関する権限の委任を受けましたので、下記口座に助成金を交付願います。

交付決定番号	第 _____ 号			
交付決定額 (請求額)	_____ 円			
完了年月日	年 月 日			
設置した住宅 の所在地	札幌市 (アパート・マンション名: _____ 号室)			
助成金受領 金融機関	金融機関名称	本・支店名	預金種目	口座番号
			1 普通 2 当座 9 別段	
口座名義※	口座名義 (カナ)			
	口座名義 (漢字等)			
請求番号				

※ 代表者氏名と交付金受領金融機関の口座名義が一致しない場合のみ、口座名義を記入してください。(通帳記載の名義のとおり転記してください。)

(様式11)

領 収 証

様

領収額 金 _____ 円

但 自動消火装置の購入及び設置に係る費用として

年 月 日 上記正に領収いたしました。

※ 助成対象経費(合計) ¥ _____ 円(税込)

※ 交付決定金額 ¥ _____ 円

(助成対象経費(合計)から交付決定金額を差し引いた額が領収額になります。)

販売店名 _____

代表者氏名 _____ 印

(様式12)

高齢者世帯自動消火装置販売店登録届出書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所 _____

販売店名 _____

代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

高齢者世帯自動消火装置販売店の登録を受けたいので、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第 11 条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

販売店の所在地	札幌市 区	電話	-
	札幌市 区	電話	-
	札幌市 区	電話	-
	札幌市 区	電話	-

【登録条件】

- 市内に本社、支店、営業所等を有し、消防用設備等の販売及び設置工事を業として行っており、札幌市火災予防条例(昭和 48 年条例第 34 号)第 69 条に規定する消防設備業の届出を行っていること。
- この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
- この要綱に定める消火装置の販売及び設置並びに助成金の交付請求等の委任事務について、誠意をもって適正に行うことができること。
- 暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員)又は暴力団関係事業者(暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないこと。

(様式13)

誓 約 書

(宛先)札 幌 市 長

私は、札幌市が実施する、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成事業に係る高齢者世帯自動消火装置販売店登録の届出に当たり、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の制約に反することが明らかになった場合は、高齢者自動消火装置販売店登録届の不認定及び販売店登録認定の取り消しをされても依存ありません。

また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

年 月 日

住所

販売店名

代表者名

(様式14)

高齢者世帯自動消火装置販売店登録認定通知書

住 所 _____

販売店名 _____

代表者氏名 _____ 様

札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第11条第2項の規定により、高齢者世帯自動消火装置の販売店として認定したので、通知します。

年 月 日

札 幌 市 長

登録番号	
------	--

(様式15)

高齢者世帯自動消火装置販売店登録不認定(取消)通知書

年 月 日

住 所 _____

販売店名 _____

代表者氏名 _____ 様

札 幌 市 長

札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第 11 条第3項の規定(札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第 13 条第2項の規定)により、高齢者世帯自動消火装置の販売店として不認定(取消)としたので、通知します。

不認定(取消)の理由

(様式16)

高齢者世帯自動消火装置販売店登録変更(廃止)届出書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住 所 _____

販売店名 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

高齢者世帯自動消火装置販売店の登録を変更(廃止)したいので、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

【変更(廃止)の理由及び内容】

--

(様式1)

高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付申請書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先) 札幌市長

住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

購入依頼する 登録販売店名	株式会社〇〇〇〇 〇〇店
------------------	--------------

設置予定の消火装置					
①商品名 ②製造メーカー ③使用有効年数	本体単価*(円) A	数量 B	金額*(円) C=A×B	工事費*(円) D	対象経費*(円) E=C+D
① 〇〇〇〇〇〇〇〇	30,240	1	30,240	13,000	43,240
② 〇〇〇〇〇〇〇〇					
③ 〇年					
①					
②					
③					

※消費税を含む金額

交付申請金額	¥	2	8	7	0	0	円
--------	---	---	---	---	---	---	---

※自動消火装置の購入及び設置費用×9/10の金額(100円未満の端数は切り捨ててください。なお、28,700円を超える場合には28,700円が上限となります。)を記入してください。

【申請に必要な書類】

- 世帯状況等申告書兼報告書(様式2)
- 自動消火装置の本体費用及び工事費用がわかる見積書の写し
- 自動消火装置の承諾依頼書兼承諾書(借家の場合)

(様式2) 一表一

世帯状況等申告書兼報告書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先) 札幌市長

<申請者>

住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号氏名 〇〇 〇〇生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、私が居住する住宅における世帯状況等を申告します。

記

<申告事項> ※いずれかに必ずを付けてください。

上記住所に住民登録があり、現に居住している。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
65歳以上の高齢者のみの世帯である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
過去の本助成事業の利用状況は右記のとおりである。	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1台設置済み <input type="checkbox"/> 2台設置済み <input checked="" type="checkbox"/> その他(耐用年数経過)
他の世帯員の状況を右記のとおり申告する。	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 他の世帯員がいるため、以下のとおり申告する。 氏名 <u>〇〇 〇〇</u> 生年月日 <u>昭和〇〇年〇月〇日</u> 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

※ 虚偽申請が判明した場合は、助成を取り消します。また、悪質な場合は詐欺罪（刑法第246条）が成立する場合があります。

※ 申請日における内容を記載してください。

(以下、登録販売店記載欄)

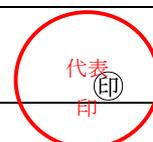
<確認事項> ※いずれかに必ず☑を付けてください。

申告書に記載された申告者の氏名、住所、生年月日を身分証明書(マイナンバーカード、免許証、運転経歴証明書、介護保険被保険者証、パスポート等)を用いて確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
世帯員がいる場合、世帯員の氏名、生年月日を身分証明書(上に同じ。)を用いて確認したか。	<input type="checkbox"/> 世帯員がいない <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
他の世帯が同居することなく、申請者及び申告書に記載のある世帯員だけが居住していることを確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
申請者の住居が持ち家か賃貸か確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅
賃貸住宅の場合、貸主からの承諾書を添付したか。	<input checked="" type="checkbox"/> 持ち家のため添付不要 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※ 登録販売店記載欄の内容を訂正する場合は、二重線で削除し、証明印と同じ印を押印してください。その他の方法により修正したい場合は、原則再提出となります。

申請者からの申告事項について、確認したので報告します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住 所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号販売店名 株式会社 〇〇〇〇代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(様式3)

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

自動消火装置設置の承諾依頼書兼承諾書

(貸主)

住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号氏名 〇〇 〇〇 様

(居住者)

住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号氏名 〇〇 〇〇

下記のとおり、私が居住する住宅に自動消火装置を設置したいので、承諾願います。

記

住宅の所在地	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号 (アパート・マンション名: 〇〇アパート 305号 室)	
設置内容	箇所・部位	内容
	1階 台所	レンジフード内に取付金具で自動消火装置を設置(穴あけなし)
	1階 居間	居間の天井に点検口を設け、天井裏の梁への設置工事を実施

(以下、貸主記載欄)

上記について、承諾いたします。

備考: 販売店から工事内容の説明を受けて承諾した退去時の現状回復は借主が費用負担すること

年 月 日

(貸主)

住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号氏名 〇〇 〇〇

※貸主(法人の場合は代表者)が自ら署名した場合は押印の省略可

注意

- 居住者は、本書の点線から上の部分を記載し、貸主に2通提出すること。貸主は、承諾する場合は本書の点線から下の部分を記載し、1通を居住者へ返還し、1通を保管すること。
- 貸主は、承諾に当たって確認事項等があれば、備考欄に記載

代表者の印又は私印(認印)
貸主の自署であれば、押印省略可

(様式6)

高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付申請書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(あて先) 札幌市長

住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり助成金の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定番号	〇〇
--------	----

設置予定の消火装置					
①商品名 ②製造メーカー ③使用有効年数	本体単価*(円) A	数量 B	金額*(円) C=A×B	工事費*(円) D	対象経費*(円) E=C+D
① 〇〇〇〇〇〇〇〇 ② 〇〇〇〇〇〇〇〇 ③ 〇年	30,240	1	30,240	13,000	43,240
① 〇〇〇〇〇〇〇〇 ② 〇〇〇〇〇〇〇〇 ③ 〇年					
① 〇〇〇〇〇〇〇〇 ② 〇〇〇〇〇〇〇〇 ③ 〇年					

※消費税を含む金額

交付申請金額	¥	5	7	4	0	0円
--------	---	---	---	---	---	----

※自動消火装置の購入及び設置費用×9/10の金額(100円未満の端数は切り捨ててください。なお、28,700円を超える場合には28,700円が上限となります。)を記入してください。

変更となる内容	自動消火装置を1台追加設置することから、設置等に要する費用が変更になる。
---------	--------------------------------------

【申請に必要な書類】

- 自動消火装置の本体費用及び工事費用がわかる見積書の写し
- 札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第4条第2項の交付決定通知書

(様式8)

高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付申請取下げ等の届出書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(あて先) 札幌市長

住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号

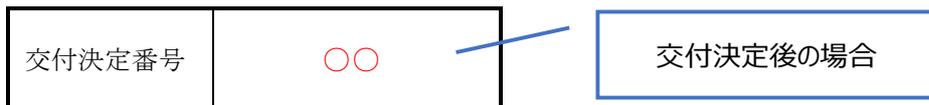
氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり

- ・助成金の交付申請を取下げたいので届出ます。
- ・助成金の交付決定を取消したいので届出ます。

記



交付申請(決定)金額	¥	2	8	7	0	0円
------------	---	---	---	---	---	----

取下げ等の理由	自動消火装置の設置を中止するため 長期入院により設置できなくなったため など
---------	---

(様式9)

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 札幌市長

委任者

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

下記の者を代理人（受任者）と定め、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱に基づく、交付決定番号〇〇に係る助成金〇〇〇〇〇円の交付請求及び受領の権限を委任します。

記

受任者 (販売店)	販売店住所	札幌市〇〇区南〇〇条西〇〇丁目〇番〇号
	販売店名	株式会社 〇〇〇 (登録番号 〇〇〇)
	代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇

(様式10)

設置完了報告書

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先) 札幌市長

住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号フリガナ 〇〇〇〇〇〇〇〇販売店名 株式会社〇〇〇〇(登録番号) 〇〇フリガナ 〇〇〇〇〇〇〇〇代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇 年〇〇 月〇〇 日付けで交付決定通知のありました自動消火装置の設置等が完了したので、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第9条第1項の規定により報告します。

また、要綱第8条第2項の規定により、交付決定者から助成金の請求及び受領に関する権限の委任を受けましたので、下記口座に助成金を交付願います。

交付決定番号	第 〇〇 号			
交付決定額 (請求額)	28,700 円			
完了年月日	令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
設置した住宅 の所在地	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号 (アパート・マンション名: 〇〇アパート 305 号室)			
助成金受領 金融機関	金融機関名称	本・支店名	預金種目	口座番号
	〇〇銀行	〇〇支店	① 普通 2 当座 9 別段	〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義※	口座名義 (カナ)	〇〇〇〇〇〇〇〇		
	口座名義 (漢字等)	〇〇 〇〇		
請求番号	〇〇〇〇			

※代表者氏名と交付金受領金融機関の口座名義が一致しない場合のみ、口座名義を記入してください。(通帳記載の名義のとおり転記してください。)

(様式11)

領 収 証

〇〇〇〇 (申請者名) 様

領収額 金 14,540 円

但 自動消火装置の購入及び設置に係る費用として

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 上記正に領収いたしました。

※助成対象経費(合計) 円 43,240 円(税込)

※交付決定金額 円 28,700 円

(助成対象経費(合計)から交付決定金額を差し引いた額が領収額になります。)

販売店名 株式会社 〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇

代表印

(様式12)

高齢者世帯自動消火装置販売店登録届出書

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先) 札幌市長

住所 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇

販売店名 株式会社 〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇

代表
印

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

高齢者世帯自動消火装置販売店の登録を受けたいので、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第 11 条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

販売店の所在地	札幌市 中央 区 南〇条西〇丁目 (株)〇〇札幌中央営業所	電話 〇〇〇-〇〇〇〇
	札幌市 北 区 北〇条西〇丁目 (株)〇〇札幌北営業所	電話 〇〇〇-〇〇〇〇
	札幌市 区	電話 -
	札幌市 区	電話 -

【登録条件】

- 市内に本社、支店、営業所等を有し、消防用設備等の販売及び設置工事を業として行っており、札幌市火災予防条例(昭和 48 年条例第 34 号)第 69 条に規定する消防設備業の届出を行っていること。
- この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
- この要綱に定める消火装置の販売及び設置並びに助成金の交付請求等の委任事務について、誠意をもって適正に行うことができること。
- 暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員)又は暴力団関係事業者(暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないこと。

(様式13)

誓 約 書

(宛先)札幌市長

私は、札幌市が実施する、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成事業に係る高齢者世帯自動消火装置販売店登録の届出に当たり、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の制約に反することが明らかになった場合は、高齢者自動消火装置販売店登録届の不認定及び販売店登録認定の取り消しをされても依存ありません。

また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号

販売店名 株式会社〇〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

(様式16)

高齢者世帯自動消火装置販売店登録変更(廃止)届出書

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先) 札幌市長

住 所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号

販売店名 株式会社〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

高齢者世帯自動消火装置販売店の登録を変更(廃止)したいので、札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

【変更(廃止)の理由及び内容】

販売店の移転に伴い、住所及び電話番号の変更があったため

株式会社 〇〇〇〇 山鼻支店

移転先住所 中央区南〇条西〇丁目〇番〇号

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

3 販売・設置工事可能な自動消火装置（変更）報告書

販売・設置工事可能な自動消火装置（変更）報告書

年 月 日

(宛先) 札幌市消防局予防部長

販売店住所 _____

販売店名 _____

電話番号 _____

販売及び設置工事可能な、助成対象の自動消火装置の機種について、次のとおり報告します。

【自動消火装置一覧】

設置場所	製造元（五十音順）	商品名（型番）	販売・設置 （○囲い）
こんろ	セコムアルファ株式会社	トマホークジェット®アルファ (FE-K0010)	可・否
	モリタ宮田工業株式会社	キッチンレオ (FHL4)	可・否
		キッチンレオ (FHL10K)	可・否
居室	日本ドライケミカル株式会社	スプリンクラーエース (SPA-5)	可・否
	モリタ宮田工業株式会社	ホームレオ (FHL10)	可・否
		スペースシュッパ (HP-3F)	可・否

上表以外に「助成対象となる自動消火装置の要件」を満たす商品の取扱いがある場合は、下表に製造元と商品名（型番）を記載のうえ、カタログ等を添付して提出すること。

設置場所	製造元	商品名（型番）

【助成の対象となる自動消火装置の要件】

- 火災による熱や煙を感知して、自動的に水や消火薬剤を圧力により放射して消火を行うもの。
- 一般財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品であること。

記載例

販売・設置工事可能な自動消火装置—(変更)—報告書

令和●●年●●月●●日

(宛先) 札幌市消防局予防部長

この情報は札幌市公式ホームページや各消防署で一覧として公表されます。

支店・営業所によって、販売及び設置可能な自動消火装置の機種が違う場合は、支店・営業所ごとに報告書を作成してください。

販売店住所 札幌市●●区北●●条西●●丁目●●番●●号

販売店名 株式会社●●

電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●

販売及び設置工事可能な自動消火装置の機種について、次のとおり報告します。

【自動消火装置一覧】

設置場所	製造元 (五十音順)	商品名 (型番)	販売・設置 (○囲い)
こんろ	セコムアルファ株式会社	トマホークジェット®アルファ (FE-K0010)	<input checked="" type="checkbox"/> ・否
	モリタ宮田工業株式会社	キッチンレオ (FHL4)	<input checked="" type="checkbox"/> ・否
		キッチンレオ (FHL10K)	可・ <input checked="" type="checkbox"/>
居室	日本ドライケミカル株式会社	スプリンクラーエース (SPA-5)	<input checked="" type="checkbox"/> ・否
	モリタ宮田工業株式会社	ホームレオ (FHL10)	可・ <input checked="" type="checkbox"/>
		スペースシュッパ (HP-3F)	<input checked="" type="checkbox"/> ・否

上表以外に「助成対象となる自動消火装置の要件」を満たす商品の取扱いがある場合は、下表に製造元と商品名 (型番) を記載のうえ、カタログ等を添付して提出すること。

設置場所	製造元	商品名 (型番)
こんろ	株式会社●●工業	●●●●●● (●●●-●●●)
居室	●●●株式会社	●●●●●● (●●●●-●●●)

【助成の対象となる自動消火装置の要件】

- 火災による熱や煙を感知して、自動的に水や消火薬剤を圧力により放射して消火を行うもの。
- 一般財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品であること。

4 関連条文等

札幌市火災予防条例（昭和 48 年条例第 34 号）（抄）

（消防設備業の届出）

第 69 条 消防用設備等（令第 7 条に規定する簡易消火用具、非常警報器具、非常警報設備、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く。）又は特殊消防用設備等の工事、整備、点検又は販売を業とする者は、住所、氏名（法人にあつては、所在地及び名称）その他必要な事項を消防長に届け出なければならない

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。